

(3) 潮来市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）が令和3年8月4日に公布されたため。

2 改正内容

産科医療補償制度（※1）の掛金の見直しに伴い、出産育児一時金等の支給総額42万円を維持することを踏まえ、出産育児一時金の支給額について、現行の40万4千円から40万8千円に引き上げる。

※ 産科医療補償制度の掛金の見直し内容

現行：16,000円 → 見直し後：12,000円

※ 出産育児一時金等の支給総額（42万円）の内訳

	出産育児一時金	+	産科医療補償制度掛金	=	支給総額
改正前：	404,000円	+	16,000円	=	420,000円
改正後：	408,000円	+	12,000円	=	420,000円

3 施行期日

令和4年1月1日

[参考]

※1 産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもとその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度